

歴史対話の内と外——ドイツの経験から

近藤 孝 弘

1. 軽視された歴史問題

1982年夏に日韓・日中間を中心に発生した国際歴史教科書問題は、歴史教育や民衆の歴史理解を専ら国内的な争点と考えてきたそれまでの姿勢に反省を迫るものだった。さらに、その事件により歴史問題が国際関係上のイシューとして認識されたとはいえ、その時点では、それが実際にその後の東アジアで見せつけることになる威力を見通すことができた者は限られていたと言わなければならないだろう。

これは、かつての侵略戦争と植民地支配のために被告席をあてがわれた日本にだけあてはまるのではない。それを告発する側も、もし歴史問題が政治経済的な相互依存が進む今日の国際関係に及ぼす悪影響を正確に把握・予想していたなら、実際とは別の歴史政策の可能性を追求していたものと考えられる。そして、おそらくは国際関係への関心の低さとも結びついた、歴史理解の政治的影響力に対する過小評価は、この間に、歴史問題を日韓・日中間から中韓間にも拡大し、¹⁾さらに太平洋の彼方のアメリカもその中に取り込もうとしている。²⁾特に後者については、その争点の一つに核兵器の使用の是非という今日の課題が絡むことから、議論がより複雑になる可能性が高いと言わなければならない。

歴史問題に対処する一つの方法に、戦後ヨーロッパで発展した歴史対話というアイデアがあり、それは2002年以来日韓間で、また2006年からは日中間でも関係国政府の支援のもとで試みられてきた。また、それ以外の私的な対話には、さらに長期にわたる作業の積み重ねがある。

しかし、上記の事態は、正にこれまでの努力がアジア太平洋地域では必ずしも期待された成果をあげてこなかったことを意味する。こうした状況を前に、本稿は、ヨーロッパと

¹⁾ 中韓間の歴史問題については、たとえば安妍宣「共有された高句麗の歴史と文化遺産をめぐる論争」近藤孝弘編著『東アジアの歴史政策』（明石書店、2008年）、44-67頁を参照。

²⁾ 真珠湾攻撃および原爆投下をめぐることは従来より日米間の歴史理解の違いが認識されてきたが、2010年夏、改めて原爆投下の解釈をめぐる「国際」問題が生じた。ドイツのポツダム市が、ポツダム会談中にトルーマンが滞在していた邸宅の前に、彼がそこから原爆投下を命じたことを示す碑を設置しようとしたことに対し、ベルリン在住アメリカ人実業家が新聞紙上で批判したのである。「1945年7月25日、この地からトルーマンは広島と長崎への原爆投下を命じ、それは数十万の死者を生み出した」という碑文に対し、彼は、原爆の被害を訴えるばかりで加害者としての責任を認めようとする日本による歴史歪曲を支援するもので、アジアの犠牲者を無視していると述べ、賛否を呼んだ。[Robert S. Mackay, "Potsdam hilft Japan bei Geschichtsklitterung." Der Tagesspiegel, <http://www.tagesspiegel.de/meinung/potsdam-hilft-japan-bei-geschichtsklitterung/1872594.html> (accessed November 30, 2010)] 現地の革新政権は予定どおりに除幕式を実施したが、その記念碑の設置運動には日本人の平和活動家も協力しており、今回の論争はドイツを舞台に日米の歴史理解が衝突した例と見ることができる。

アジア太平洋地域における歴史対話の相違点を指摘し、また後者においてそれがあまり機能しない原因を明らかにしようとするものである。

具体的には、はじめに戦前以来のヨーロッパにおける歴史対話の発展に伴う、それについての考え方の変容を確認し、その後で、アジア太平洋地域が抱える問題を検討する。その際、歴史対話について、その内と外に分け、それぞれにおいてそれがどのように理解されてきたかに注目する。なお、ここで言う内とは対話を実際に進める歴史家（集団）を、外とは対話を取り巻く社会や政治の世界を指す。対話に参加したヨーロッパとりわけドイツと東アジアの歴史家の姿勢の違い、そしてそれを取り巻く政治的環境の異質性の両面に目を向け、さらに内と外との関係を視野におさめることで、上記の課題に迫りたい。

2. ヨーロッパにおける歴史対話のはじまり

歴史対話、とりわけ学校用の歴史教科書の記述をめぐる国際的な対話は、一般に19世紀末から20世紀初頭のヨーロッパで始まったと考えられている。³⁾特に第一次世界大戦の惨禍とそこで多くの知識人が各国の戦争遂行に協力したことへの反省は、戦間期のヨーロッパに国際的な知的連帯を目指す運動をもたらした。これが歴史対話というアイデアに実体を与えることになる。すなわち、現実には各国でナショナリスティックな歴史教育が引き続き展開される一方で、歴史家は自国・自民族に奉仕するのではなく歴史的真相の追究に専念すべきであるとの規範が打ち出されたのである。そしてこの規範を守ることが、過去を理由に新たな紛争を引き起こされる事態を回避する上で重要だとする認識が、一定の広まりを見せることになった。

知識人の国際連帯という考え方は、国際連盟内にユネスコの前身となる知的協力国際委員会が設置される（1921年）という形で結実し、さらに同委員会は1925年に各国の歴史教科書について国際的な相互チェックを促す決議を採択している。また1937年には、国際連盟総会でも、加盟国に対して国際的な相互理解に資する歴史教育を促す「歴史教育に関する宣言」が採択された。

このような多国間の活動に加えて、この時期には二国間の対話もすでに実現している。具体的には1935年にパリで、ドイツとフランスの歴史家による歴史対話が開催された。また1937-38年には、ドイツとポーランドのあいだでも同様の試みが行なわれている。

実際には、こうした戦間期の対話は必ずしも実り多いものとはならなかった。ヴェルサイユ体制に対する不満が強かったドイツはもちろん、世界の多くの国々が、教育は国内問題であるとして、自国の教科書を国際的な場で検討することに消極的だったのである。なお上記の30年代における二つの二国間対話についても、少なくともドイツ側に関する限り、それらは状況に迫られて国家イメージの改善策として実施された面が強いと言わなければならない。

また、この点に関連して注目すべきは、その1935年の独仏対話では、フランスの歴史家が私人の資格で対話に参加したのに対して、ドイツの歴史家は政府——すなわちなチス

³⁾ Otto-Ernst Schüddekopf, *Zwanzig Jahre Westeuropäischer Schulgeschichtsbuch revision 1945-1965: Tatsachen und Probleme* (Braunschweig: Albert Limbach Verlag, 1966), 11-12.

政府——の承認のもとでその対話に参加したということである。第一次世界大戦以来の経緯、すなわち歴史対話の前提条件と目的はともに自国・自民族への忠誠心からの歴史家の解放にあると考えるとき、フランス側参加者が示した姿勢こそ妥当と考えられるが、ドイツ側参加者の目に、それはフランス側の消極的な姿勢を示すものと映った。

しかし結果はといえば、そのときの会議で作成された合意は、むしろドイツよりもフランスの教科書において、より生かされることになる。すなわち対話に参加したフランスの多くの歴史家が有力教科書の執筆者でもあった。それに対してドイツでは、帰国した歴史家は同僚の批判を浴び、パリでの合意も事実上黙殺されてしまった。

こうした結果が示しているのは、歴史対話にとって重要なのは必ずしも形式的な政府の支援ではないということである。なによりも歴史家が自由に議論できる環境、そして対話の成果が教科書に反映される制度こそが重要である。少なくとも当時はそのように考えられていた。

そして、このような歴史家の知性とモラルに対する信頼ないし期待は、基本的に戦後のヨーロッパにおける歴史対話でも受け継がれてきたと言って良い。1950年に独仏対話が再開された時にも、それは両国の——政府機関ではなく——歴史教員組織のあいだの活動として位置づけられていた。⁴⁾

3. 共通歴史教科書が示す新局面

歴史対話を、無意識のうちに国境や民族にとらわれがちな歴史家が意識的にそこから距離を取り、他者の目を通して自らの理解を問い直す場として捉えることは、今日の東アジアにおいて現実的な意味を持っている。すなわち、これまでの日韓・日中の対話に参加した歴史家からは、そこでは学問的な議論ができなかったという不満の聲がしばしば聞かれる。⁵⁾ ここには様々な理由があるものと考えられるが、その一つが歴史家にのしかかる国家や民族の重圧であるのは間違いない。そして、この重圧は、民間組織同士による私的な活動よりも、政府が支援する公的な対話において大きくなる。こうした状況は、これまでの東アジアの対話において私的な対話が相当の成果を残しているのに対して、公的な対話がその運営に苦勞してきたところにも見てとることができる。その意味で、対話は自由な市民あるいは専門的知識人としての歴史家が、個人の資格で行なう方が生産的であるという考え方には一定の妥当性が認められると言えよう。

しかしながら、最近のヨーロッパの歴史対話の例は、こうした公私あるいは政府と民間

⁴⁾ 1950年に再開された独仏間の歴史対話は、フランス歴史地理教員協会とドイツ歴史家連盟・歴史教員連盟の間で行なわれた。しかし、それはフランス公教育省とドイツ各州教育省の後援を受けていたことも確認される必要がある。

⁵⁾ たとえば日韓対話について、久保田るり子「『共同研究は不毛』共通認識にはほど遠く」産経ニュース [http://sankei.jp.msn.com/politics/policy/100323/plc1003231938012-c.htm (accessed March 24, 2010)] には、対話参加者による、対話は不毛だったという感想が引用されている。しかし、後述するように、対話は短時間のうちに共通理解に到達することを目指すものではなく、こうした報道には、少なくともヨーロッパにおける歴史対話の経験についての理解が十分ではない様子が表れていると言えよう。

の活動のあいだの境界線が溶解しつつある様子を示している。

この点で象徴的なのが、2006年以降出版されてきたドイツとフランスの共通歴史教科書のシリーズである。クレット社とナタン社からそれぞれドイツ語版とフランス語版が出版されている、この高校用教科書に関して注目すべきは、それが両国政府が主導して作成されたという点である。

なお厳密には、この共通教科書作成を最初に提案したのは、独仏の和解を目指して締結されたエリゼ条約の40周年の記念行事（2003年1月）に参加したドイツとフランスの高校生であった。ギムナジウム16校とりせ20校から集まった550人の生徒たちが、独仏の相互理解の更なる発展のためにすべきことは何かという与えられた課題に対して、第一に提案したのが共通歴史教科書というアイデアだったのである。

しかし、この事実は、その教科書が政治主導で作られたことを否定するものではない。そもそも国境を超えた共通教科書というアイデアは、かなりの歴史を持っている。1953年から58年にかけて欧州評議会がヨーロッパ各地で開催した一連の歴史教育セミナーでも、各国で共通に使えるヨーロッパ史の教科書を作成する可能性が議論されていた。また1989年以降、ドイツ統一とヨーロッパ統合が並行して進むなかで、再びヨーロッパ共通の歴史教科書を作ろうとする声が高まり、それはドルーシュ (Frédéric Delouche) による『ヨーロッパの歴史』(1992)として具体的な姿をとるに到った。とはいえ、これらの議論が正式な教科書をもたらすことはなかった。50年代の活動では、「国際協力によって全ての国際的な要求を満たすような一種の総合的な教科書を目指すのは無意味」と結論され、⁶⁾『ヨーロッパの歴史』は、当初の計画とは違って、ドイツをはじめとする少なくない諸国で教科書としては認定されなかった。

ここにはドイツだけに限っても、同一学校種・教科・学年の学習指導要領が州の数ほど存在し、それらを全て満たす教科書は存在しないという現実がある。自由に発行される副教材と異なり、教科書は学習指導要領に準拠することを求められるが、一冊の本で複数の学習指導要領の要求を満たすことは非常に難しい。そしてドイツ国内で共通の教科書が考えられない以上、ヨーロッパ共通教科書はもちろん、フランスとの共通教科書も作れるはずがないのである。その意味で、2003年にベルリンに集まった独仏両国の高校生が行なった提案は、こうした現実の困難を知らないからこそそのアイデアと言って良い。⁷⁾

そしてこのことが、同時に、独仏共通歴史教科書のプロジェクトは両国政府の政治決断によって初めて実現したことを示している。事実、ドイツでは独仏関係担当のザールラント州首相が他の15州に対して「特別な配慮」を求め、全州の教育相がそれに応えたのだった。こうした経緯には、独仏関係がもつ特別な重要性はもちろん、とりわけエリゼ条約

⁶⁾ E. H. Dance, "Bias in Textbooks and Syllabuses." in *A History of Europe?*, ed. Edouard Bruley and E. H. Dance (Leyden: A.W. Sythoff, 1960), 53.

⁷⁾ 独仏共通歴史教科書の作成経緯については、近藤孝弘「欧州統合と歴史教育——ドイツ・フランス共通歴史教科書をどう読むか」『学術の動向』第14巻3号(2009年)、82-84頁を、また特に同教科書の使用状況については剣持久木「仏独共通歴史教科書の射程——使用現場調査と東アジアへの展望」剣持久木他編著『歴史認識共有の地平・独仏共通歴史教科書と日中韓の試み』(明石書店、2009年)、13-47頁を参照。

40周年を一つの機会と見て、独仏の友好関係を内外にアピールしようとする政治的意図——これは社会に対する教育的意図とも言えよう——を読み取らないわけにはいかない。独仏共通教科書は、それまでの歴史対話に見られた、政治から離れた場所を歴史家に用意するという考え方とは若干異なるところで作成されたのである。

また、こうした国境を超える共通歴史教科書は、現在、ドイツとポーランドのあいだでも作成作業が進んでいる。このプロジェクトは高校ではなく中学校用の教科書を目指すものだが、独仏間のケースと同じように政治的なイニシアチブ——特にドイツ側のはたらきかけ——で開始されたものである。具体的には、独仏共通歴史教科書が完成した直後の2006年10月26日に、当時のシュタインマイヤー（Frank-Walter Steinmeier）外相が、ポーランドとの国境の町フランクフルト・アン・デア・オーダーの大学での講演で、フランスと同じようにポーランドとのあいだでも共通教科書を作ることを考えるべきだと発言したところに、このプロジェクトの出発点がある。⁸⁾

正確には、当時の両国関係は、ポーランドの右派政権とドイツ国内の右派の動きのために強度に緊張しており、シュタインマイヤーの提案はあくまでも中長期的な展望として語られたものである。しかし、翌2007年秋にワルシャワで政権交代が起こり、中道派のトゥスク（Donald Tusk）政権が成立すると、直後の2008年1月に両国外務省により、ドイツ・ポーランド共同教科書委員会に対して共通歴史教科書を作成するよう依頼がなされたのだった。⁹⁾

なお、両国間の共同教科書委員会は、1972年にいわゆる新東方外交を進める西ドイツと社会主義のポーランドの間で設置され、1976/77年には共同教科書勧告をまとめた——またそれが大きな政治的な論争をまねいた——ことから世界的に有名だが、それ以後も勧告で触れられなかったテーマを中心に議論を重ねてきていた。さらにいわゆる東欧革命後は、両国の教員に向けた歴史教材集の作成を進めていた。¹⁰⁾

そうした中で、2008年の両国政府からの依頼は、彼らの活動の中心を副教材から共通教科書の作成へと大きく転換させることとなる。具体的には、まず共同教科書委員会のドイツ側の窓口機関であるゲオルク・エックハート国際教科書研究所が両国の学習指導要領を調査し、その結果に基づいてドイツ・ポーランド歴史教科書作成委員会が共通教科書のための指針をまとめた。それは2010年12月1日、ワルシャワにおいて、ポーランド国民教育省の代表と（ドイツを代表する）ブランデンブルク州教育青少年スポーツ相の出席のもとで公表されている。今後は2011年1月までに——独仏共通教科書のケースと同様に——ドイツとポーランドの教科書出版社のペアを募り、選定のうえ、その指針に従って教

⁸⁾ “Polen und Deutschland - Gemeinsam Europas Zukunft gestalten” - Rede von Bundesaußenminister Steinmeier zur Eröffnung des Akademischen Jahres an der Viadrina-Universität in Frankfurt (Oder). <http://www.auswaertiges-amt.de/DE/Infoservice/Presse/Reden/2006/061026-Viadrina.html?nn=376230> (accessed December 16, 2010)

⁹⁾ ドイツ・ポーランド共通歴史教科書作成にいたる経緯については、Deutsch-polnisches Geschichtsbuch. <http://www.gei.de/index.php?L=0&id=1092> (accessed November 30, 2010) を参照。

¹⁰⁾ 教員向けの歴史教材集については近藤孝弘『国際歴史教科書対話——ヨーロッパにおける「過去」の再編』（中公新書、1998年）、142-48頁を参照。

科書を実際に作成してもらうことになる。なお2010年5月の時点で、すでにドイツの全州がこの共通教科書に対して好意的な対応をとることが確認されている。

このように、これまでのところ順調に進んでいる両国間のプロジェクトだが、実際に第1巻が刊行されるのは早くても2013年ごろのことになるものと予想される。これは今後の両国関係が本プロジェクト成功の鍵を握っていることを意味し、ここにも共通教科書という存在が持つ政治的性格が表れていると言えよう。

さらに、特にドイツ側関係者が心配しているのは、こうして作成された教科書がドイツで果たしてどの程度に普及するかである。これまでのところ、対ドイツ関係に関心が高いポーランド側だけでなく、ドイツでもマスメディアはこのプロジェクトに大きな関心を示しているが、(多くのドイツ人にとって相対的に関心の薄い相手である)ポーランドとの共通教科書が実際にどの程度に使用されるかをめぐっては楽観を許されない。ここでは、非常に大きな関心と呼んだ独仏共通歴史教科書も、その知名度の割には——歴史について独仏バイリンガル・カリキュラムを採用している学校を除くと——一般の学校ではあまり利用されていないという調査結果が懸念材料となっている。

しかしながら、その一方で、このような困難を承知の上で、それでも新たに共通歴史教科書の作成が進められている現状は、その目指す教科書に描かれる歴史理解もさることながら、それを作ることにそのものに大きな価値が認められていることを意味していると言えよう。こうした作業そのものが、友好関係を確立し、それを促進するための政治的シンボルなのである。

そしてこのようなドイツとフランス、またドイツとポーランドの共通教科書プロジェクトの姿についてゲオルク・エッカート国際教科書研究所のレッシヒ (Simone Lässig) 所長が述べているのは、歴史対話は市民社会だけではなく政治に多くを負っているのであって、市民社会が政治の代わりをつとめることはできない、ということである。¹¹⁾

この見解に対しては、賛成・反対いずれの議論も可能だろう。しかし、仮に彼女を批判するとしても、ドイツを中心とするヨーロッパで今日行なわれている歴史対話がこのような認識のもとで進められているということは認めなければならない。

4. アジア太平洋地域における歴史対話の可能性

以上のようなヨーロッパにおける対話の進展、とりわけ内と外の関係に見られる変化は、なにを意味しているであろうか。

まずヨーロッパ統合の拡大と深化、そしてそれを背景とした対話の実績の積み重ねをそこに見なければならぬといふものの、対話の内と外という観点からそれらに迫ろうとするときに注目すべきは、その両者、特に歴史家と政治的指導者のあいだの協力が非常に良く機能しているということである。具体的には、その協力関係は、政府が歴史家による対話を支援する一方で、対話が政府の外交政策にとってプラスに働くという状況に見てとることができる。

すなわち戦後の対話を振り返ると、1950年以後のフランスとの対話は、当初から西ド

¹¹⁾ ジモーネ・レッシヒ「歴史政策と市民社会のはざままで」剣持『歴史認識共有の地平』、70頁。

イツのほぼ全ての政党が賛成であった。また1972年に始まるポーランドとの対話は政権与党の支持で開始され、その初期には保守の野党が反対したものの、1982年の政権交代以後は、基本的に全ての政党の支持を得て今日にいたっている。そして、こうした対話の中で歴史家はボンあるいはベルリンの政府への特別な配慮なしに、基本的に自由に議論をしてきたが、¹²⁾ そのことがそれぞれの二国間関係の改善を目指すドイツの外交方針に一致していたという点が重要である。さらに、このような対話のあり方に最近なんらかの変化があったとすれば、それは戦後初期の時点ではゲオルク・エッカート国際教科書研究所に名前を残すエッカート (Georg Eckert) のような歴史家が、外務省や欧州評議会、さらにはユネスコなどに働きかけて、歴史対話への支援を求めたのに対し、対話の持つ政治的価値が認識された今では、政府の方が積極的に、歴史家に対して対話の実施を提案するに到ったということである。

ヨーロッパ、とりわけドイツを見ていると、こうした内と外の協力関係は、一見簡単にできそうにも思われるが、アジア太平洋地域に目を移した瞬間に、それが極めて困難であることがわかる。少なくともこれまでのところ各国政府は、歴史家が狭い意味での国益を離れて自由に議論する国際的な場を作ることができていない。他方、研究・教育への政治の介入を心配する歴史家も、必ずしも積極的に、そうした場を作るよう政府に要求してこなかったと言わなければならないだろう。特に歴史教育に潜むナショナリズムに問題を見る多くの歴史家も、むしろヨーロッパの初期の対話を支えた理念である、個人間の私的な対話の方に可能性を見いだしてきた。

他方、既述のように、歴史問題が深刻化する中で、確かに日韓・日中間では関係国政府が支持する形で歴史対話が行われてきた。しかし、そこには二つの問題が指摘される。

第一に、そのような対話の前提となる政治レベルの取り組みが不十分なままで、あたかも歴史対話に問題解決が委ねられたかのような印象が拭いがたいことである。すなわち歴史問題と総称される諸問題の中には、現実にはさまざまな性格を持つものがあるが、そのうち特に(国際)政治的な原因から生じた問題については、なによりも政治が解決に努めなければならない。たとえば領土問題や靖国問題の解決を歴史対話に期待することは無意味である。¹³⁾ 歴史対話は政治指導者による時間稼ぎのための策だったという評価を避けるためには、この点での問題解決が早期になされる必要があるだろう。

第二に、政府が支援してきたこれまでの二国間対話では、非常に短期間のうちに成果を出すことが期待されていたことも問題である。対話によって歴史家がなすべきは、過去数

¹²⁾ 西ドイツと社会主義のポーランドとのあいだの対話では、特にポーランドやソ連の社会主義者にとって不都合な過去については議論することが難しかった。そのこともあり、1976年にまとめられた教科書勧告では、ドイツの教科書に対する修正勧告がポーランドに対するものを上回っている。ここで重要なのは、対話に参加したドイツの歴史家が、ポーランド側の歴史理解には納得できない点が少なくないにもかかわらず、ドイツの教科書に見られる記述の問題点に関する改善要求をポーランドの歴史家とともにまとめ、それを西ドイツの社会民主党だけでなく、後に保守政党も評価するに到ったということである。

¹³⁾ 1972年2月22日の第1回ドイツ・ポーランド間対話は、1970年12月7日のワルシャワ条約により、両国間の領土問題の解決に一定の目処がたったことにより可能となった。

十年のあいだに各国で自国中心的に作られてしまった歴史理解や歴史教育を、おそらくは同じく数十年をかけて、より普遍的な形に改めていくことである。さらに現実的に考えれば、対話に期限を設けないことにより、二国間関係が好転を示した時機を捉えて、それを後押しするようなメッセージ——たとえば教科書勧告など——を発する可能性も開かれるのである。

このようにアジア太平洋地域においては、これまでヨーロッパの経験と知恵から有効に学ぶことができてこなかった。確かに歴史対話は実行されたが、そのイメージは20世紀前半にそれがヨーロッパで開始された当時の姿からあまり進歩していないと言わざるを得ない。

こうした状況の根本原因の一つが、ユーラシア大陸の西と東の国際関係に見られる構造上の相違にあるのは間違いない。ナショナリズムによる自己破壊という理解のうえで和解の道を模索するドイツとフランスがヨーロッパ統合推進の原動力となるといった仕組みが東アジアには存在しないばかりか、そこでは二つの中国・二つの韓国／朝鮮という形で冷戦構造が未だに継続している。敵対が前提となっているところでは、相手の立場や歴史理解を共感をもって見ることは困難である。そして和解を目指す政策が採用されないところでは、歴史対話は私的な領域に活路を見いだすほかはない。

その一方で、国際関係をもって現状の全てを説明することはできないようにも思われる。特に冷戦体制に言及するのであれば、同じ陣営に位置する日韓ないし日米のあいだでは、より真剣に歴史問題解決への努力が行なわれて然るべきであったということになる。その当然のことが推進されなかった理由としては、政治的には冒頭に述べた歴史問題に対する過小評価を、また歴史（教育）研究の点では現実の政治から距離をとろうとする姿勢を指摘しなければならないだろう。そして歴史問題への対応において本来対話の外側と内側で協力すべき人々に見られるこうした姿勢は、いずれも今日の世界で歴史が持つ大きな政治的影響力から目をそらす点で一致しているのである。

各国政府が自国民に対する情報提供をほぼ独占し、容易に世論操作をできる状況では、歴史問題を外交カードの一つと見なし、それに対応することも考えられたかもしれない。しかし、国境を超えた情報の流通が増大し、世界が一つの情報圏を形成するに従い、歴史問題は各国政府にとってますます制御不能となりつつある。アジア太平洋地域における敗戦国として、このような事態を避けるための仕組みを構築することから最も大きな利益を得られるはずの日本の責任は極めて大きいと言うべきである。